



知っておこう!!

環境法令編

Q 環境を守るにあたって、私たちの役割とは？

A 【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定されています。特に①事業者・国民の「排出者責任」明確化②生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立しています。同法は、処理の優先順位を[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分としています。

Q 事業者の責務とは？

- A ○廃棄物等の発生抑制や循環利用の促進。循環資源を自らの責任で適正に処分(排出者責任)
- 製品、容器等の設計工夫、引き取り、循環的な利用者等(拡大生産者責任)
- 再生品の使用等が定められています。

Q 国民の責務とは？

- A ○製品の長期使用 ○再生品の使用 ○分別回収への協力

Q 「機密文書処理」が「グリーン購入法」の対象サービスに制定されたようですが、その「グリーン購入法」とは？

- A 循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつに「国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(グリーン購入法)」が制定されています。(環境に配慮した商品やサービスを選んで購入・利用することをグリーン購入と呼びます。)
- 同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達の推進、環境物品等に関する適切な情報提供を促進します。

Q 「機密文書処理」に関しての「グリーン購入法」の基本方針とは？

- A ①排出される紙の種類や量を考慮し、分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。
- ②排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。
 - ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。
 - イ. 破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。
- ③適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。